

消費生活センター情報特急便

NO. 173

◆ “めがね型の拡大鏡” 使い方に注意
目に異常感じたら使用中止を◆

<<使い方を間違えて怪我をした方もいます>>

- めがねのようにかけるタイプの拡大鏡について、「表示された倍率通りに拡大されなかった」「使用中に目がチカチカした」「着用したまま歩いて転倒し骨折した」といった相談が全国で寄せられています。



<<めがね型の拡大鏡は老眼鏡ではありません>>

- めがね型の拡大鏡は、手の届く程度の距離にあるものを拡大して見るための商品です。着用したまま歩行等をするためのものではありません。また、表示倍率通りの拡大効果を得るためには、対象物との距離を調整する必要があります。これらを理解した上で、購入を検討しましょう。
- できる限り、購入前に使用方法・使用時間を考えて試して、自分の眼や使用目的に合っためがね型の拡大鏡であるかを確認しましょう。また、眼や見え方に異常を感じた場合は使用中止しましょう。

<<眼科医に相談することも考えましょう>>

- 屈折異常や老眼等がある状態で、めがね型の拡大鏡を使ってはっきりと拡大して見るためには、めがね等で矯正した上でめがね型の拡大鏡を使用する必要があります。それでも異常を感じたら、まずは眼科医の診察を受けましょう。

※見守りを必要とする高齢者への注意喚起をお願いします。

不審なことがあった場合、消費生活センターにご連絡ください。

裏面にて、(独)国民生活センターの「見守り新鮮情報」をお届けします。

中野区消費生活センター 中野区中野4-8-1 (区役所1階24番窓口)
 相談受付電話 03(3389)1191 FAX 03(3389)1199
 相談受付時間 月～金曜日 9時30分～16時 (土日・祝日・年末年始は休み)
 eメールアドレス shohiseikatusementa@city.tokyo-nakano.lg.jp

見守り 新鮮情報

クレジットカード会社から代金の引き落としができないと、確認の電話が来た。慌てて**利用明細**を見ると、先月3回に渡って、計**50万円**以上の**心当たりのない請求**が

あった。カード会社に問い合わせ、教えてもらった請求元に連絡をすると、私名義での**購入の履歴はない**と回答があった。

(70歳代 男性)

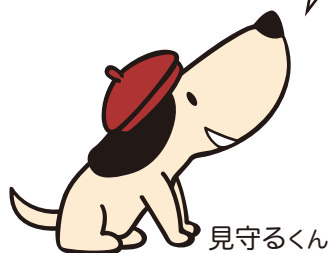


©Kurosaki Gen

不正利用かも!? 利用明細は必ず確認

ひとこと助言

すぐに連絡を



見守るくん

- 「クレジットカード会社から利用した覚えのない請求があった」という相談が寄せられています。第三者による不正利用のおそれもあります。
- 利用明細は必ず毎月確認しましょう。クレジットカードを利用した際の伝票や注文確認メール等は保管しておき、日付や金額等を利用明細と突き合わせて確認しましょう。また、利用明細には、店舗名とは異なる記載がされていることもあります。
- 自分に覚えがなくても家族がカードを利用している可能性もあるので、家族にも確認してみましょう。
- 不正利用が疑われる場合は、早急にカード会社に連絡しましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。